

## 令和2年度 柳川市 1号認定者の利用料(保育料)

令和2年4月1日適用

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			月額(単位:円)
国の 基準	階層 区分	定義	1号認定子ども (3歳以上)
		市町村民税の課税状況等	
第1階層	1	生活保護世帯	0
第2階層	2	市町村民税非課税世帯 (均等割のみ課税世帯を含む)	0
第3階層	3	市町村民税所得割課税額 38,000円以下	0
	4	市町村民税所得割課税額 38,001円以上77,100円以下	0
第4階層	5	市町村民税所得割課税額 77,101円以上211,200円以下	0 (副食費徴収対象)
第5階層	6	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	0 (副食費徴収対象)

※ 税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などは適用しません。

※ 8月までの保育料は令和元年度市民税額、9月以降の保育料は令和2年度市民税額により決定されます。

※ 同一世帯から二人以上の児童が小学校3年生まで、もしくは保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合の第2子は半額、第3子の保育料は無料になります。

また、区分3及び区分4の世帯では、多子計算に係る年齢上限(小学校3年生を上限)を撤廃します。

☆ 新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります ☆

4月    5月    6月    7月    8月    **9月**    10月    11月    12月    1月    2月    3月

前年度の市民税額に基づく保育料

当年度の市民税額に基づく保育料

※保護者等の市民税の状況により、年度の途中で保育料が変更となる場合があります。

令和2年度 柳川市 2号・3号認定者の利用料(保育料)

令和2年4月1日適用

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分					利用者負担額(月額)			
国の基準	階層区分	定義		多子計算区分	年齢及び認定区分			
		市町村民税の課税状況等			3歳未満児(3号認定)		3歳以上児(2号認定)	
					保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	1	生活保護世帯			0	0	0	
第2階層	2	市町村民税非課税世帯		ひとり親世帯等	0	0	0	
				上記以外の世帯	0	0	0	
第3階層	3	市町村民税所得割課税額0円(均等割のみの世帯)		ひとり親世帯等	第1子	6,000	5,500	0
				上記以外の世帯	第1子	12,000	11,000	
					第2子 第3子以降	6,000 0	5,500 0	
	4	市町村民税所得割課税額48,600円未満		ひとり親世帯等	第1子	7,500	7,000	0
				上記以外の世帯	第1子	15,000	14,000	
					第2子 第3子以降	7,500 0	7,000 0	
第4階層	5	市町村民税所得割課税額48,600円以上57,700円未満		ひとり親世帯等	第1子	9,000	9,000	0
				上記以外の世帯	第1子	19,600	18,600	
					第2子 第3子以降	9,800 0	9,300 0	
	6	市町村民税所得割課税額57,700円以上77,101円未満		ひとり親世帯等	第1子	9,000	9,000	0
				上記以外の世帯	第1子	22,000	21,000	
					第2子 第3子以降	11,000 0	10,500 0	
7	市町村民税所得割課税額77,101円以上97,000円未満		ひとり親世帯等	第1子	24,000	23,000	0 (副食費徴収対象)	
			上記以外の世帯	第1子	12,000	11,500		
				第2子 第3子以降	0 0	0 0		
第5階層	8	市町村民税所得割課税額97,000円以上132,000円未満		第1子	31,000	30,000	0 (副食費徴収対象)	
	9	市町村民税所得割課税額132,000円以上169,000円未満		第1子	35,500	34,500		
第6階層	10	市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満		第1子	44,000	43,000	0 (副食費徴収対象)	
				第2子 第3子以降	22,000 0	21,500 0		
第7・第8階層	11	市町村民税所得割課税額301,000円以上		第1子	48,000	47,000	0 (副食費徴収対象)	
				第2子 第3子以降	24,000 0	23,500 0		

※ 税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除などは適用しません。

※ 同一世帯から二人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合の第2子は半額、第3子以降の保育料は無料になります。

また、市町村民税所得割課税額57,700円未満である世帯の場合は、多子計算に係る年齢上限(年長を上限)を撤廃します。

※ 年度の途中で3号認定から2号認定に変更になった場合でも、令和2年度の保育料は3号認定になります。

※ 8月までの保育料は令和元年度市民税額、9月以降の保育料は令和2年度市民税額により決定されます。

※ この保育料のほかに、施設によって給食代(年少クラス以上)、教材代、行事代などの実費徴収が必要となることがあります。